

碧南ふれあい作業所指定管理者審査委員会委員 公募のお知らせ

碧南市では、公の施設の指定管理者の選定を適正かつ公平に行うため、碧南市指定管理者審査委員会を設置しています。

そこで、指定管理者が施設を管理している碧南ふれあい作業所について、広くご意見・ご提言をいただくため、下記のとおり審査委員会委員を公募します。

記

1 公募委員数

1名

2 任期

令和5年7月1日（土）～令和8年6月30日（火）

3 応募資格

以下の全てを満たす方

- (1) 令和5年4月1日現在、20歳以上であること
- (2) 市指定管理者及び指定管理者候補者と利害関係がないこと
- (3) 平日昼間に開催される審査委員会に出席できること

4 応募期間

令和5年6月1日（木）から令和5年6月19日（月）の午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）まで

5 応募方法

別添「碧南ふれあい作業所指定管理者審査委員会委員 応募用紙」に必要事項を記入の上、碧南市福祉課社会福祉係へ持参してください。

6 委員の職務

年1回の碧南ふれあい作業所指定管理者審査委員会に出席し、ご意見・ご提言をいただきます。その他、審査委員会は、指定管理者の候補者を選定する必要が生じた際にも開催されます。

7 委員報酬

審査委員会への出席ごとに日額6,500円（源泉徴収あり）

8 選考結果の通知

書類審査があります。選考結果は令和5年6月30日（金）までに郵送します。

9 施設の概要等

(1) 名称、所在地及び設置年月日

名称	所在地	設置年月日
碧南ふれあい作業所	碧南市中山町1丁目16番地1	平成8年4月1日

(2) 設置目的

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする施設として設置

(3) 指定管理者が行う事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護及び法第77条第3項に規定する地域生活支援事業に関する事業

(4) 指定管理者審査委員会の構成員

学識経験を有する者、各種団体の代表者及び市の職員の10人以内で構成